主 文 被告人を懲役4年に処する。 未決勾留日数中200日をその刑に算入する。 理 中

(犯行に至る経緯等)

たが、保育園関係者は、Bに痣等が余りに多いため不審を抱き、児童虐待を疑って、8月には児童相談所に通報し、その後は、保育園だけでなく、児童相談所、相模原福祉事務所等が関与し、ケースワーカー、民生委員等、更には連絡を受けた姉や母が被告人夫婦に様々な働きかけを行ったが、被告人らは、つまづいて転んだとか育児について相談することはないなどとして、これを受け入れることはなく、拒否的、消極的な対応に終始し、他方、Bに痣がたえず、欠席することもあったため、保育園等においても、不安を抱きながら見守っていた。

(罪となるべき事実)

被告人は、平成13年3月7日午前8時ころ、前記被告人方居室において、前記B(当時3歳)が犬の餌を散らかしたりしてAから軽く叩かれているのを見て、Bが犬の餌を食べたのではないかと思い、Bを叱った際、Bが顔を背けるなどして素直に聞こうとせず、反抗的な態度を取ったとして激高し、Bに対し、その顔面を手けんや平手で数回殴打した上、腹部を数回足蹴にするなどの暴行を加え、よって、同月8日午前1時9分ころ、同市cO丁目O番O号C病院救急救命センターにおいて、Bを腹部打撲傷に基づく腸間膜破裂、小腸損傷による腹腔内出血及び腹膜炎により死亡するに至らしめたものである。

(証拠の標目) 略 (法令の適用) 略

(量刑の理由)

本件は、判示のとおりの傷害致死の事案である。

発端は、被告人が被害者が犬の餌を食べたのではないかと心配してのこととはいえ、その体罰は、およそしつけとは無縁の感情に任せたものであり、思慮を欠くこと甚だしく、同情する点はない。

弁護人は、被告人がしつけとして暴行に出ることについては、聴覚障害による育 児情報の不足等が影響しており、同情すべき点がある旨主張する。

でいたがら、保育園や社会福祉関係者らは被害者の痣から被告人らの虐待を疑い、被告人夫婦に対し、種々の援助を申し出、また、被告人は、連絡を受けた姉や母親からも注意をされていたのに、これを受け入れ、あるいは生かすことをしていない。しかも、被告人は、相応の学校教育も受け、職場勤務の経験もあって、幼児に対する暴行の危険性等についても十分理解できる立場にある。さらに、そもそも、本件は、被害者に対するいらだちや腹立ちを解消しようと思慮なく感情的に被害者に暴行を加えたものであって、育児情報の不足というよりも、被告人の性格特性が強く反映している。以上の点からみて、弁護人指摘の点がそれほど斟酌できる事情とは認められない。

暴行の態様も、被告人の供述と妻の供述とで食い違いがあるが、被告人の供述によっても、3歳の女児に対する仕打ちとは思われない執拗、かつ、苛烈極まりないものであって、およそしつけとは無縁の常軌を逸したものというほかない。被害者の腸管は10センチメートルにわたり破裂し、小腸は腸管も数カ所にわたり損傷し、半ば断裂しており、衝撃のすごさを物語っている。犯行後、被害者は何度か嘔吐しながら眠りにつき、医療機関の手当すら受けられないまま死に至っている。受

傷時から死亡までの苦痛は想像するに難くない。被害者は、途中目覚めて大丈夫かと容態を尋ねる被告人に、ほほえみかけて頷いたというのであるが、最も信頼し、愛情を得たいと願う親からかかる仕打ちを受けながら、なおも親の愛情を得たいと願う被害者の胸中は察するに余りある。前記のとおり、被害者は、体の痣等をもって、上記関係者らに被害の危険性を身をもって示し、無言の救助を求めていたのに、結局救われることなく、薄幸と苦痛のうちにわずか3歳でその短い人生を終わらざるを得なかったものである。まことに痛ましく、哀れというほかない。

これらいると、 である。 一において、 一においでは、 一において、 一にない。 一にない。 では、 一にない。 では、 一にない。 では、 一にない。 でがいる。 であいて、 であいてとも、 でない。 であいてとも、 でない。 であいてとも、 でのいた。 でのいた。 でのいた。 でもし、 でのいた。 では、 でいた。 でも、 でいた。 でも、 でいた。 

そこで、これらの諸情状を総合考慮し、主文の刑を相当と認めた。 よって、主文のとおり判決する。

(検察官橋本千惠子, 弁護人関守麻紀子(主任), 同田門浩, 同大和田治樹各公判出席)

(求刑 懲役6年) 平成14年1月24日

横浜地方裁判所第1刑事部

裁判長裁判官 田 中 亮 一

裁判官 前 澤 久美子

裁判官 竹 林 俊 憲